



山形県公報

平成20年1月25日(金)
第1911号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令.....(税政課)...57

### 告 示

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(児童家庭課)...66

県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(農村計画課)...同

同.....(同)...同

土地改良区の定款変更の認可.....(村山総合支庁農村計画課)...同

土地改良事業の工事の完了に係る届出.....(置賜総合支庁農村計画課)...67

農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知.....(森林課)...同

民有保安林指定の解除の予定.....(同)...同

民有保安林の指定施業要件の変更.....(同)...同

民有保安林の指定施業要件の変更の予定.....(同)...70

同.....(同)...74

山形県民有林造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程.....(同)...78

公共測量の終了の通知.....(管理課)...81

市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....(都市計画課)...同

道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同

県道の供用の開始.....(同)...同

同.....(同)...82

### 教育委員会関係

#### 規 則

山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則.....同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(置賜総合支庁企画振興課)...同

### 正 誤

## 訓 令

山形県訓令第1号

総 務 部  
総 合 支 庁  
自動車税事務所

山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

山形県県税事務取扱規程 (昭和38年 3月県訓令第 3号) の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

総務部

総合支庁

自動車税事務所

|     |                    |                         |       |
|-----|--------------------|-------------------------|-------|
|     |                    | 「第 3 節 利子等に係る県民税        |       |
|     |                    | 第 4 節 特定配当等に係る県民税       |       |
|     |                    | 第 5 節 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税 |       |
|     |                    | 第 6 節 個人の事業税            |       |
|     |                    | 第 7 節 地方消費税             |       |
|     |                    | 第 8 節 不動産取得税            |       |
|     |                    | 第 9 節 県たばこ税             |       |
| 目次中 | 第 7 節 特別地方消費税      | を                       | に改める。 |
|     | 第 8 節 自動車税         |                         |       |
|     | 第 9 節 鉱区税          |                         |       |
|     | 第 10 節 狩猟者登録税及び入猟税 |                         |       |
|     | 第 11 節 自動車取得税      |                         |       |
|     | 第 12 節 軽油引取税       | 」                       |       |
|     |                    | 第 3 節 利子等に係る県民税         |       |
|     |                    | 第 4 節 特定配当等に係る県民税       |       |
|     |                    | 第 5 節 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税 |       |
|     |                    | 第 6 節 個人の事業税            |       |
|     |                    | 第 7 節 地方消費税             |       |
|     |                    | 第 8 節 不動産取得税            |       |
|     |                    | 第 9 節 県たばこ税             |       |
|     |                    | 第 10 節 ゴルフ場利用税          |       |
|     |                    | 第 11 節 自動車税             |       |
|     |                    | 第 12 節 鉱区税              |       |
|     |                    | 第 13 節 自動車取得税           |       |
|     |                    | 第 14 節 軽油引取税            |       |
|     |                    | 第 15 節 狩猟税              |       |
|     |                    | 第 16 節 産業廃棄物税           | 」     |

第 2 条の見出し中「書類」を「文書」に改め、同条中「書類 (建築家屋に係る不動産取得税調査書を除く。)」を「文書」に、「別表の左欄に掲げる書類ごとに、それぞれその右欄に掲げる様式によるものとする」を「地方税法施行規則 (昭和29年総理府令第23号)、山形県県税規則 (昭和29年 6月県規則第42号。以下「規則」という。)、山形県産業廃棄物税条例施行規則 (平成18年 6月県規則第85号) 及び山形県指定金融機関等県公金取扱規程 (昭和39年 8月県告示第703号) に定めるもののほか、別に定める」に改める。

第 4 条を次のように改める。

( 経由書類についての取扱い )

第 4 条 総合支庁長又は自動車税事務所長 (以下「総合支庁長等」という。) は、納税義務者若しくは特別徴収義務者又は市町村長から知事に提出する書類を受けたときは、遅滞なく知事に進達しなければならない。

第 5 条第 1 項中「を亡失した」を「(以下「徴税吏員証等」という。)を亡失した」に、「所長又は法人自動車県税事務所長」を「総務部税政課長 (以下「税政課長」という。) 又は総合支庁長等」に改め、同条第 2 項中「所長又は法人自動車県税事務所長は、前項の」を「税政課長又は総合支庁長等は、前項の規定による」に改め、同条第 3 項中「前項の」を「前項の規定による」に、「証」を「徴税吏員証等」に改める。

第 6 条中「徴税吏員証及び県税犯則事件調査吏員証」を「徴税吏員証等」に改める。

第 7 条第 1 項中「所長は、条例第 9 条第 2 項の規定による課税地により難いと認める場合その他の場合で同条第 3 項」を「総合支庁長は、条例第 9 条第 4 項」に、「指定を必要」を「課税地の指定をしよう」に、「関係所長」を「関係する総合支庁長」に改め、同条第 2 項中「第 9 条第 3 項の規定により」を「第 9 条第 4 項の規定による」に、「所長」を「総合支庁長」に改める。

第 8 条第 1 項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に、「県民税、」を「県民税、地方消費税、」に、「納付又は納入される」を「納付し、又は納入される」に、「上次の各号」を「上、次」に改め、同項第 2 号中「納付又は納入させるべき」を「徴収すべき」に改め、同項第 4 号中「及び納付又は納入の場所」を削り、同条第 2 項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条第 3 項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に、「狩猟者登録税及び入猟税」を「狩猟税」に、「納付した」を「納付があつた」に改め、同条第 4 項中「所長」を「総合支庁長」に、「報告」を「規定による報告」に改め、「山形県県税規則 (昭和29年 6月県規則第42号。以下「」及び「」という。)」を削り、同条中第 6 項を第 7 項とし、同条第 5 項中「所長又は法人自動車県税事務所長は、前 4 項」を「税政課長又は総合支庁長等は、前各項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 税政課長は、地方消費税については、地方税法施行令 (昭和25年政令第245号。以下「令」という。) 第35条の 10又は令附則第 6 条の 4 の規定による通知があつたときに、第 1 項の規定に準じて調査し、収入の決定をしなければならない。

第9条の見出し中「収入の」を削り、同条第1項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条第2項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に、「収入」を「徴収若しくは収入又は減額」に改める。

第10条を削る。

第11条中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「所長又は法人自動車県税事務所長は、次の各号」を「税政課長又は総合支庁長等は、次に、「法人自動車県税事務所長に」を「税政課長又は自動車税事務所長に」に改め、同条第4号中「として」を「を」に、「とき」を「とき又は山形県産業廃棄物税条例(平成18年3月県条例第16号)第11条第2項の規定により産業廃棄物税に係る特別徴収義務者を指定しようとするとき」に改め、同条第5号中「前各号のほか異例にわたると認める事項を処理しようとする」を「その他必要と認める」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「総合支庁長等」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「総合支庁長等」に改め、同条を第15条とする。

第2章第1節中第17条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(個人の県民税に係る課税状況等の整理)

第17条 総合支庁長は、個人県民税賦課額報告書を受領したときは、その内容を審査の上、電子情報処理組織(税政課長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と総合支庁長等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して、課税状況その他必要な事項を別に定める日までに整理しておかなければならない。

第18条を削る。

第19条の見出しを「(法人等の設立状況等の整理)」に改め、同条中「法人自動車県税事務所長は」を「総合支庁長は、電子情報処理組織を使用して」に改め、「明らかにしておくため、法人名簿を備え、これを」を削り、第2章第2節中同条を第18条とする。

第20条の見出しを「(法人等の県民税及び法人の事業税に係る申告状況等の整理)」に改め、同条第1項中「法人自動車県税事務所長は」を「総合支庁長は、電子情報処理組織を使用して」に、「の課税標準額、税額」を「に係る申告、修正申告、更正及び決定の状況、2以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち県内に主たる事務所又は事業所を有する法人(以下「分割法人」という。)についての分割額」に改め、「記載するため、法人県民税事業税台帳を備え、これを」を削り、同条第2項を削り、同条を第19条とする。

第21条の見出しを「(除却法人等の整理)」に改め、同条中「法人自動車県税事務所長は、法人等について」を「総合支庁長は、」に、「休業」を「廃業」に、「法人県民税・事業税台帳を除帳しようとするときは、法人県民税・事業税台帳除帳決議書により決議するものとする」を「課税が保留されている法人等について、当該法人等からの申告がない場合であつても決定処分を行わないこととする必要があると認めるときは、法人台帳除却決議書により決議するとともに、電子情報処理組織を使用して、決議の状況その他必要な事項を整理しておかなければならない」に改め、同条を第20条とする。

第22条第2項中「法人県民税事業税調査書」を「法人県民税・事業税・事業税加算金調査書」に改め、同条第3項を削り、同条を第21条とする。

第23条を削る。

第23条の2の見出しを「(利子割に係る営業所等の設置等の届出の整理)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「法人自動車県税事務所長は、利子割に係る営業所等の設置、変更、廃止届出書」を「税政課長は、県民税利子割に係る営業所等の設置・変更・廃止届出書」に、「審査し、当該届出書を保管するとともに、速やかに特別徴収義務者名簿に所要の事項を記載して」を「審査の上、電子情報処理組織を使用して、利子割に係る特別徴収義務者の所在地、名称その他必要な事項を」に改め、第2章第2節の2中同項を第22条とする。

第23条の3を第23条とする。

第35条から第37条まで、第2章第7節及び第45条を削る。

第34条の見出しを「(ゴルフ場利用税に係る申告状況等の整理)」に改め、同条中「所長は」を「総合支庁長は、電子情報処理組織を使用して」に、「の課税標準、税額」を「に係る申告、更正及び決定の状況」に改め、「記載するため、ゴルフ場利用税整理簿を備え、これを」を削り、第2章第6節中同条を第45条とする。

第33条を第44条とする。

第32条中「所長」を「総合支庁長」に、「等級通知決議書」を「ゴルフ場利用税の等級通知決議書」に改め、同条

を第43条とする。

第31条中「所長は、ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録証票」を「総合支庁長は、ゴルフ場利用税特別徴収義務者の証」に改め、同条を第42条とする。

第30条第1項中「所長」を「総合支庁長」に改め、「速やかに」を削り、同条第2項中「所長は、ゴルフ場の経営の廃止届出書」を「総合支庁長は、経営場所の廃止届出書」に改め、第2章第6節中同条を第41条とする。

「第8節 自動車税」を削る。

「第9節 鉱区税」を削る。

第2章第10節を削る。

第2章中第6節を第10節とする。

第29条の4の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項中「法人自動車県税事務所長」を「税政課長」に改め、第2章第5節中同条を第40条とする。

第29条の3の見出しを「(県たばこ税に係る申告状況等の整理)」に改め、同条中「法人自動車県税事務所長は」を「税政課長は、電子情報処理組織を使用して」に、「の課税標準、税額」を「に係る申告、更正及び決定の状況」に改め、「記載するため、県たばこ税整理簿を備え、これを」を削り、同条を第39条とする。

第29条の2を第38条とする。

第29条第1項中「法人自動車県税事務所長」を「税政課長」に改め、「速やかに」を削り、同条第2項中「法人自動車県税事務所長」を「税政課長」に改め、第2章第5節中同条を第37条とする。

第2章中第5節を第9節とする。

第28条を削る。

第27条中「不動産取得税調査書」を「不動産取得税に関する取得調査書」に、「若しくは」を「又は」に、「不動産取得税減額明細書及び不動産取得税集計表」を「不動産取得税更訂明細書、不動産取得税調定集計表及び不動産取得税調定内訳書」に改め、第2章第4節中同条を第35条とし、同条の次に次の1条を加える。

(不動産取得税に係る課税状況等の整理)

第36条 総合支庁長は、電子情報処理組織を使用して、不動産取得税に係る課税状況その他必要な事項を整理しておかなければならない。

第2章中第4節を第8節とする。

第26条を削る。

第25条中「所長」を「総合支庁長」に改め、第2章第3節中同条を第31条とし、同条の次に次の1条及び1節を加える。

(個人の事業税に係る申告状況等の整理)

第32条 総合支庁長は、電子情報処理組織を使用して、個人の事業税に係る申告、更正及び決定の状況その他必要な事項を整理しておかなければならない。

第7節 地方消費税

(調定決議書の添付書類)

第33条 地方消費税の譲渡割及び貨物割の県税調定決議書には、国庫金振込通知書及び地方消費税調定集計表を添付するものとする。

(地方消費税の納付額等の整理)

第34条 税政課長は、電子情報処理組織を使用して、地方消費税の納付額その他必要な事項を整理しておかなければならない。

第24条中「個人事業税の」を「個人の事業税の」に改め、「、個人事業税台帳」を削り、「個人事業税税額計算書及び個人事業税集計表を添付するとともに、必要に応じ個人事業税調査票」を「個人事業税調定集計表、個人事業税調定内訳書その他必要な書類」に改め、第2章第3節中同条を第30条とし、同条の前に次の1条を加える。

(個人事業税台帳の備付け)

第29条 総合支庁長は、個人の事業税の納税義務の発生、異動、消滅、課税の状況その他必要な事項を明らかにしておくため、個人事業税台帳を備え、これを整理しておかなければならない。

第2章中第3節を第6節とする。

第23条の4の見出しを「(利子割に係る申告状況等の整理)」に改め、同条中「法人自動車県税事務所長は、利子割の課税標準、税額」を「税政課長は、電子情報処理組織を使用して、利子割に係る申告、更正及び決定の状況」に改め、「記載するため、県民税利子割整理簿を備え、これを」を削り、第2章第2節の2中同条を第24条とし、同節の次に次の2節を加える。

## 第4節 特定配当等に係る県民税

(調定決議書の添付書類)

第25条 申告に係る配当割の県税調定決議書には、配当割の申告書及び県民税配当割調定集計表を添付するものとする。

2 更正又は決定に係る配当割の県税調定決議書には、県民税配当割調査書及び県民税配当割調定集計表を添付するものとする。

3 配当割に係る加算金調定決議書には、県民税配当割加算金調査書及び県民税配当割調定集計表を添付するものとする。

(配当割に係る申告状況等の整理)

第26条 税政課長は、電子情報処理組織を使用して、配当割に係る申告、更正及び決定の状況その他必要な事項を整理しておかなければならない。

## 第5節 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税

(調定決議書の添付書類)

第27条 申告に係る株式等譲渡所得割の県税調定決議書には、株式等譲渡所得割の申告書及び県民税株式等譲渡所得割調定集計表を添付するものとする。

2 更正又は決定に係る株式等譲渡所得割の県税調定決議書には、県民税株式等譲渡所得割調査書及び県民税株式等譲渡所得割調定集計表を添付するものとする。

3 株式等譲渡所得割に係る加算金調定決議書には、県民税株式等譲渡所得割加算金調査書及び県民税株式等譲渡所得割調定集計表を添付するものとする。

(株式等譲渡所得割に係る申告状況等の整理)

第28条 税政課長は、電子情報処理組織を使用して、株式等譲渡所得割に係る申告、更正及び決定の状況その他必要な事項を整理しておかなければならない。

第2章中第2節の2を第3節とする。

「第11節 自動車取得税」を削る。

第46条第1項中「及び自動車税集計表」を「、自動車税集計表、自動車税調定減額内訳書及び自動車税の非課税車等情報通知書」に改め、同条第2項中「及び自動車税集計表又は新規登録等報告書及び自動車税集計表」を「、自動車税集計表及び自動車税調定減額内訳書」に改め、同条の前に次の節名を付する。

## 第11節 自動車税

第47条の見出しを「(自動車税に係る課税状況等の整理)」に改め、同条中「法人自動車県税事務所長は、4月1日現在における当該年度の」を「自動車税事務所長は、」に、「課税状況」を「定期賦課の状況その他の課税資料」に、「自動車税課税速報により、知事に報告しなければ」を「税政課長及び総合支庁長に送付しなければ」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

自動車税事務所長は、電子情報処理組織を使用して、自動車税に係る課税状況その他必要な事項を整理しておかなければならない。

「第12節 軽油引取税」を削る。

第48条中「所長」を「総合支庁長」に改め、同条の前に次の節名を付する。

## 第12節 鉱区税

第49条中「鉱区税集計表」を「鉱区税調定内訳書」に改める。

第50条を次のように改める。

(鉱区税に係る課税状況等の整理)

第50条 総合支庁長は、電子情報処理組織を使用して、鉱区税に係る課税状況その他必要な事項を整理しておかなければならない。

第52条の2第2項中「及び自動車取得税集計表」を「、自動車取得税調定内訳書及び自動車取得税調定減額内訳書」に改め、同条第3項中「及び自動車取得税加算金集計表」を削り、同条を第51条とし、同条の前に次の節名を付する。

## 第13節 自動車取得税

第52条の3を削る。

第53条第1項及び第2項中「所長」を「総合支庁長」に改め、同条の前に次の1条及び節名を付する。

(自動車取得税に係る申告状況等の整理)

第52条 自動車税事務所長は、電子情報処理組織を使用して、自動車取得税に係る申告、更正及び決定の状況その

他必要な事項を整理しておかなければならない。

#### 第14節 軽油引取税

第78条から第80条までを削る。

第77条の見出し中「還付、充当」を「還付等」に改め、同条第1項中「所長又は法人自動車県税事務所長は、過誤納金又は」を「税政課長又は総合支庁長等は、過誤納金若しくは」に、「(自動車税に係るものを除く。)がある」を「及びこれらの金額に係る還付加算金を還付し、又は充当しようとする」に、「完納徴収簿、滞納繰越徴収簿又は滞納処分費徴収簿にその旨を表示しておかなければ」を「過誤納金等還付・充当決議書により決議しなければ」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「過誤納金等還付決議書には、過誤納金等還付内訳書」を「過誤納金等還付・充当決議書には、過誤納金等還付・充当決議内訳書」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項から第7項までを削り、同条第8項中「支庁又は地方事務所」を「総合支庁又は自動車税事務所」に改め、「法人自動車県税事務所長から所長に」を削り、「領収済通知書」を「過誤納金等還付充当決議書の写し」に、「法人自動車県税事務所」を「当該引継ぎに係る」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第80条とする。

第76条の見出し中「更訂」を「年度更訂」に改め、同条第1項中「第74条の規定に基づき収納金額等を決定した後において、当該決定に係る」及び「科目」を削り、「歳入所属年度・科目更訂決議簿により更訂しなければ」を「歳入所属年度更訂決議簿により更訂の決議をしなければ」に改め、同条第2項中「出納員は、前項による更訂が歳入所属年度に係るものである」を「総合支庁又は自動車税事務所の出納員は、前項の決議を行った」に、「県指定金融機関又は県指定代理金融機関に通知するものとする」を「税政課長に通知しなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 総務部税政課の出納員が第1項の決議を行ったとき、又は税政課長が前項の規定による通知を受けたときは、税政課長は会計管理者に通知しなければならない。

第76条を第79条とする。

第73条から第75条までを削る。

第72条第1項中「消込みを行う場合において、領収済通知書、収納金整理票又は換価代金等充当整理票」を「領収済通知書」に、「収納金整理票又は換価代金等充当整理票について」を「又は換価代金等充当決議書について、」に改め、同条第2項中「おいては」を「おいては、」に、「収納金整理票又は換価代金等充当整理票にかえて、消込みを行うものとする」を「に代えて、電子情報処理組織を使用して、必要な事項を整理しておかなければならない」に改め、同条を第78条とする。

第70条及び第71条を削る。

第69条中「納付書又は納入書によつて徴収金の納付又は納入を受けた」を「規則第21条第1項ただし書の規定により領収証書に領収日付印を押した」に、「領収済の押印をしなければ」を「領収日付印を押さなければ」に、「納付書又は納入書は、領収証書控にかえて保管をし、領収済通知書は、収納金整理票にかえて使用するもの」を「第72条第4項中「領収証書控」とあるのは「納付書又は納入書」と、前条第3項中「収納金整理票」とあるのは「領収済通知書」」に改め、同条を第75条とし、同条の次に次の2条を加える。

(県公金出納日報等の確認)

第76条 税政課長は、県指定金融機関から県公金出納日報、県公金出納表又は県公金出納月報の送付を受けたときは、それらの内容を審査し、及びそれらを整理しておかなければならない。

(徴収金の収納状況等の整理)

第77条 出納員は、県指定金融機関から領収済通知書又は収納金整理票の送付を受けたときは、電子情報処理組織を使用して、徴収金の収納状況その他必要な事項を整理しておかなければならない。

第68条第1項中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第156条第1項に規定する証券(以下本条において「証券」という。)」を「証券」に改め、「当該現金又は証券を領収した日の翌日までに」を削り、「これ」を「これら」に、「添えて」を「添えて、速やかに」に改め、同項ただし書中「当該期限までに」を削り、「おいては」を「おいては、」に改め、同条第2項中「収納金整理票又は歳入歳出外現金収納整理票」を「領収証書控又は歳入歳出外現金領収済通知書」に改め、同条第3項中「納税者又は」を「納税者若しくは」に、「から現金又は」を「から現金若しくは」に、「記載するとともに、当該領収し、又は当該引継ぎを受けた日から3日以内に」を「記載し、速やかに」に、「これ」を「これら」に改め、「当該現金又は証券が法人等の県民税、利子等に係る県民税、法人の事業税、県たばこ税、自動車税及び自動車取得税に係るものであるときは」を削り、「領収済通知書又は収納金整理票」を「収納金整理票及び領収済通知書小計票」に改め、同条を第74条とする。

第67条中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に、「ときは、」を「ときは、速やかに」に改め、同条に次の1項を加える。

2 出納員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第156条第1項に規定する証券（以下「証券」という。）により徴収金の納付又は納入を受けたときは、有価証券等整理簿にこれを記載し、裏書の決議をしなければならない。

第67条を第73条とする。

第66条を削る。

第65条第1項中「出納員又は」を削り、「は、規則」を「（山形県財務規則第15条第4項第2号に規定する分任出納員をいう。以下同じ。）は、規則」に改め、同条第3項中「つど」を「都度」に改め、「すみやかに」を削り、同条第4項中「編てつし、これを保管する」を「つづる」に改め、同条を第72条とする。

第64条第1項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条第2項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に、「第88条第1項」を「第90条第1項」に改め、同条第3項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に、「第94条第1項」を「第96条第1項」に改め、同条第4項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に、「第95条第1項」を「第97条第1項」に、「同条第1項」を「同項」に、「併せて」を「併せて、」に改め、同条第5項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に、「停止の」を「執行の停止の」に、「第2項から前項まで」を「前3項」に、「第88条第3項」を「第90条第3項」に、「第94条第3項」を「第96条第3項」に、「第95条第5項」を「第97条第5項」に、「併せて」を「併せて、」に改め、同条を第71条とする。

第61条から第63条までを削る。

第60条第1項を次のように改める。

税政課長又は総合支庁長等は、電子情報処理組織を使用して、収納すべき徴収金額を管理しなければならない。

第60条第2項を削り、同条第3項中「所長又は法人自動車県税事務所長は、」を「税政課長又は総合支庁長等は、狩猟税又は」に、「かかわらず」を「かかわらず、狩猟税調定内訳書又は」に、「これ」を「これら」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項から第7項までを削り、同条に次の1項を加える。

3 出納員（総務部税政課に置く出納員及び山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）別表第5項出納員として指定する職の欄又は第6項出納員として指定する職の欄に掲げる職にある者をいう。以下同じ。）は、必要の都度、電子情報処理組織から、調定・収入等月（小）計表を出力し、徴収金の収納の状況その他必要な事項を確認しなければならない。

第3章第1節中第60条を第70条とする。

第59条を削る。

第58条の見出しを「（免税証の受払状況等の整理）」に改め、同条中「所長は」を「総合支庁長は、電子情報処理組織を使用して」に、「事実を明らかにしておくため、免税証受払簿を備え、これ」を「状況その他必要な事項」に改め、同条を第64条とし、同条の次に次の1条及び2節を加える。

（軽油引取税に係る申告状況等の整理）

第65条 総合支庁長は、電子情報処理組織を使用して、軽油引取税に係る申告、更正及び決定の状況その他必要な事項を整理しておかなければならない。

第15節 狩猟税

（調定決議書の添付書類）

第66条 証紙徴収の方法によつて徴収する狩猟税の県税調定決議書には、狩猟税調定集計表を添付するものとする。

2 普通徴収の方法によつて徴収する狩猟税の県税調定決議書には、狩猟税調定集計表及び狩猟税調定内訳書を添付するものとする。

第16節 産業廃棄物税

（産業廃棄物税特別徴収義務者登録台帳の備付け）

第67条 総合支庁長は、産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、当該申請書を産業廃棄物税特別徴収義務者登録台帳として保管するとともに、登録事項の変更の申請があつたときは、所要の事項を記載して整理しておかなければならない。

2 総合支庁長は、産業廃棄物埋立処分終了・休止・再開届出書の提出があつたときは、産業廃棄物の埋立処分の終了に係るものにあつては前項の登録台帳にその旨を記載して登録を削除し、当該登録台帳を別につづり、産業廃棄物の埋立処分の休止又は再開に係るものにあつては前項の台帳にその旨を記載して整理しておかなければならない。

（調定決議書の添付書類）

第68条 申告に係る産業廃棄物税の県税調定決議書には、産業廃棄物税の申告書及び産業廃棄物税集計表を添付するものとする。

2 更正又は決定に係る産業廃棄物税の県税調定決議書には、産業廃棄物税調査書及び産業廃棄物税集計表を添付するものとする。

3 産業廃棄物税に係る加算金調定決議書には、産業廃棄物税加算金調査書及び産業廃棄物税加算金集計表を添付するものとする。

(産業廃棄物税に係る申告状況等の整理)

第69条 総合支庁長は、電子情報処理組織を使用して、産業廃棄物税に係る申告、更正及び決定の状況その他必要な事項を整理しておかなければならない。

第57条の見出しを「(免税軽油使用者証受払簿の備付け)」に改め、同条中「所長」を「総合支庁長」に改め、同条を第63条とする。

第56条の見出し中「営業」を「事業」に改め、同条第1項及び第2項中「所長は」を「総合支庁長は」に、「関係所長」を「関係する総合支庁長」に改め、同条を第62条とする。

第55条第2項中「及び軽油引取税集計表」を「軽油引取税集計表及び軽油引取税決定明細書」に改め、同条第4項中「及び軽油引取税加算金集計表」を「軽油引取税加算金集計表及び軽油引取税加算金決定明細書」に改め、同条を第61条とする。

第54条中「所長は、軽油引取税特別徴収義務者登録証票」を「総合支庁長は、軽油引取税特別徴収義務者証」に改め、同条を第60条とする。

第53条の7第1項中「所長」を「総合支庁長」に、「第56条第1項」を「第62条第1項」に改め、「速やかに」を削り、同条第2項中「所長」を「総合支庁長」に改め、同条を第59条とする。

第53条の6の見出し中「報告等」を「報告」に改め、同条中「所長は」を「総合支庁長は」に、「関係所長」を「関係する総合支庁長」に改め、同条第1号中「軽油引取税特別徴収義務者登録通知書」を「軽油引取税特別徴収義務者登録済通知書」に改め、同条を第58条とする。

第53条の5第1項中「所長は、軽油引取税の特別徴収義務者登録申請書」を「総合支庁長は、軽油引取税特別徴収義務者登録申請書」に、「第56条第1項」を「第62条第1項」に改め、「速やかに」を削り、同条第2項中「所長」を「総合支庁長」に改め、同条を第57条とする。

第53条の4の見出し中「報告等」を「報告」に改め、同条中「所長は」を「総合支庁長は」に、「関係所長」を「関係する総合支庁長」に改め、同条を第56条とする。

第53条の3の見出し中「報告等」を「報告」に改め、同条中「所長は」を「総合支庁長は」に、「関係所長」を「関係する総合支庁長」に改め、同条を第55条とする。

第53条の2第1項から第3項までの規定中「所長」を「総合支庁長」に改め、同条を第54条とする。

第81条第1項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条第2項中「所長又は法人自動車県税事務所長は、未納徴収簿及び滞納処分停止調書」を「税政課長又は総合支庁長等は、前項の規定による決議を行つたときは、滞納金整理個票及び滞納処分の停止決議書」に改め、同条第3項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「総合支庁長等」に、「翌年度の6月7日」を「別に定める日」に、「知事」を「税政課長」に改め、同条に次の1項を加える。

4 税政課長は、第1項の規定による決議を行つたとき、又は前項の規定による報告を受けたときは、電子情報処理組織を使用して、欠損処分の状況を整理しておかなければならない。

第82条を次のように改める。

(県税収入計算書の作成)

第82条 出納員は、毎月、県税収入計算書を、別に定める日までに作成しなければならない。

第97条第1項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に、「翌月7日までに」を「当該月に係る県税収入計算書の作成後7日以内に、」に改め、同条第2項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条第3項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に、「翌年度の6月10日までに」を「当該年度に係る決算明細書の提出期限までに、」に改め、同条を第100条とする。

第96条第1項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「支庁又は地方事務所」を「総合支庁」に、「法人自動車県税事務所長から所長」を「自動車税事務所長から総合支庁長」に、「換価代金等充当整理票」を「換価代金等充当決議書の写し」に、「法人自動車県税事務所」を「自動車税事務所」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第99条とする。

第95条の2中「所長は」を「総合支庁長は」に、「又は法」を「又は」に、「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条を第98条とする。

第95条第1項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条第2項中「滞納金整理個票」を「滞納金整理個票」に改め、同条第3項中「整理しておかなければならない」を「整理しておくものとする」に改め、同条第4項及び第5項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条第6項中「滞納処分停止取消決議書」を「滞納処分の停止取消決議書」に改め、同条第7項中「所長は」を「総合支庁長は」に、「滞納処分停止決議書又は滞納処分停止取消決議書」を「滞納処分の停止決議書又は滞納処分の停止取消決議書」に、「法人自動車県税事務所長」を「自動車税事務所長」に改め、同条を第97条とする。

第94条第1項から第3項までの規定中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条を第96条とする。

第93条中「税外徴収金調定決議書」を「滞納処分費調定決議書」に改め、同条を第95条とする。

第92条を第94条とする。

第91条中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に、「つど」を「都度」に改め、同条を第93条とする。

第90条中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条を第92条とする。

第89条第1項中「つど」を「都度」に改め、同条を第91条とする。

第88条第1項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に、「徴収猶予期間延長申請棄却決議書」を「徴収猶予申請棄却決議書」に改め、同条第2項及び第3項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条を第90条とする。

第87条第1項中「所長」を「総合支庁長」に、「基づき」を「より」に改め、同条第2項中「所長は」を「総合支庁長は」に、「次の各号のいずれかに該当する」を「徴収の引受けを返れいすることが適当と認める」に、「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同項各号を削り、同条第4項中「所長」を「総合支庁長」に、「徴収引受整理簿」を「徴収引継整理簿」に改め、同条を第89条とする。

第86条第1項及び第2項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に、「所長に」を「総合支庁長に」に改め、同条第3項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条を第88条とする。

第85条の2第1項中「所長」を「総合支庁長」に改め、同条第2項中「所長」を「総合支庁長」に、「基づき、」を「より」に改め、同条第3項中「所長」を「総合支庁長」に改め、同条を第87条とする。

第85条第1項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条第2項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に、「囑託した」を「囑託し、又は囑託を取り消した」に改め、同条を第86条とする。

第84条第1項中「よつて、」を「より、」に、「は所長又は法人自動車県税事務所長」を「を税政課長又は総合支庁長等」に、「は出納員」を「を出納員」に改め、同条第2項中「所長、法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条を第85条とする。

第83条第1項及び第2項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に改め、同条第3項中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に、「つど」を「都度」に改め、同条を第84条とする。

第82条の2の見出し中「督促状発付等」を「督促状発付」に改め、同条中「所長又は法人自動車県税事務所長」を「税政課長又は総合支庁長等」に、「発付し、又は取消しよう」を「発付しよう」に、「督促状発付(取消)決議書」を「督促状発付決議簿」に改め、同条を第83条とする。

別表及び別記第1号様式から別記第153号様式までを削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第57号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「年1.00パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成19年12月12日から適用する。
- 2 平成19年12月12日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第58号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成20年 1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事 業 名                 | 地 区 名 | 工 事 完 了 年 月 日 |
|-----------------------|-------|---------------|
| 経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業 | 柏 木 山 | 平成19年12月27日   |

### 山形県告示第59号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成20年 1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事 業 名                                 | 地 区 名   | 工 事 完 了 年 月 日 |
|---------------------------------------|---------|---------------|
| 水 田 農 業 振 興 緊 急 整 備 事 業               | 西 田 尻   | 平成18年12月14日   |
| 水 田 農 業 振 興 緊 急 整 備 事 業               | 勸 進 代   | 平成18年12月25日   |
| 農 林 漁 業 用 揮 発 油 税 財 源 身 替 農 道 整 備 事 業 | 鷹 山     | 平成19年 2月28日   |
| た め 池 等 整 備 事 業                       | 原 虚 空 蔵 | 平成19年11月20日   |

### 山形県告示第60号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年 1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
小原土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字川原子4605番地

## 3 認可年月日

平成20年 1月17日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第61号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成20年 1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 届出者の名称 | 地区名 | 事業の名称    | 工事完了年月日     |
|--------|-----|----------|-------------|
| 高 島 町  | 竹 森 | 基盤整備促進事業 | 平成19年12月14日 |

## 山形県告示第62号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成20年 1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 解除予定保安林の所在場所

長井市平野字北脇ノ沢4164 - 5・4164 - 8(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 保安林解除の理由

ダム用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第63号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成20年 1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 解除予定保安林の所在場所

長井市平野字北脇ノ沢4164 - 1・4164 - 8(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

## 3 保安林解除の理由

ダム用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第64号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年 1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上山市北町字澤1636 - 1、1652、1653、1654、1654 - 内1、1655、1655 - 内1、1656、1656 - 内1、1657、1657 - 内1、1658、1658 - 内1、1659、1807、字沢1892、1893、1894、十日町字沢789、790、790乙、二日町

字澤464

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上市市鶴脛町字愛宕947

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

寒河江市大字谷沢字平野山1755 - 139

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

寒河江市大字幸生字大スベ1754 - 8、字小スベ1755 - 10、1755 - 13

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西村山郡大江町大字柳川字向山1055、1056、1056 - 乙、1056 - 丙、字向イ山1328、1328 - 乙、1328 - 戊、1328 - 己

(2) 保安林として指定された目的

## 公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
最上郡舟形町舟形字小田山2679 - 138、2679 - 139
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
最上郡舟形町舟形字小田山2679 - 138、2679 - 139
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南陽市元中山字代4001 - 9、4001 - 11、4001 - 2・小岩沢字岩部山1767 - 1・元中山字諏訪原2841 - 1・2841 - 11・川樋字岩部3949 - 46（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東置賜郡高畠町大字二井宿字小湯7431 - 1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 10 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡白鷹町大字鮎貝字中善寺平5215 - 2 (次の図に示す部分に限る。)

## (2) 保安林として指定された目的

干害の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中善寺平5215 - 2 (次の図に示す部分に限る。)

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 11 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡白鷹町大字鮎貝字中善寺平5215 - 2 (次の図に示す部分に限る。)

## (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中善寺平5215 - 2 (次の図に示す部分に限る。)

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第65号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西村山郡河北町西里字高正山3521、3522 - 1から3522 - 3まで、3522 - 5、3522 - 6、3528、3529、字葛ヶ澤3543 - 1、字雷電澤3574 - 8、字外山3597 - 1、字正玄坊3626 - 1、字仏狭間3555 - 1、字越戸3635 - 1、3635 - 7、字養分3421 - 1、3422 - 4、3422 - 5、字雨ヶ澤3486 - 1、3486 - 4、3486 - 5、字岩ヶ澤3497、字荒砥3640 - 2、3640 - 6

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林につて、主伐は、択伐による。  
字正玄坊3626 - 1、字越戸3635 - 1 (次の図に示す部分に限る。)
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡河北町西里字簔分3418、3421 - 1、3422 - 4、3422 - 5、字雨ヶ澤3486 - 1、3486 - 4、3486 - 5、字岩ヶ澤3497
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡河北町西里字越戸3635 - 1 (次の図に示す部分に限る。)、3635 - 7、字荒砥3640 - 2、3640 - 6
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡河北町西里字高正山3521、3522 - 1から3522 - 3まで、3522 - 5、3522 - 6、3528、3529、字葛ヶ澤3543 - 1、3543 - 3、3543 - 4、字雷電澤3574 - 8、字外山3597 - 1、3613 - 15、字正玄坊3626 - 1、字仏狭間3555 - 1、3555 - 7から3555 - 9まで、字越戸3635 - 1 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林につて、主伐は、択伐による。  
字正玄坊3626 - 1、字越戸3635 - 1
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
村山市大字山の内字成沢764 - 18、765 - 1、字水無978 - 1、字間ノ上1347 - 1、1347 - 2、1348、1349、1360 - 1、1360 - 2、1360 - 4、1361、字大ヒド1362 - 1 から1362 - 4 まで、1363から1365まで、1366 - 1、1367から1369まで、1370 - 1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市大字沼沢山梨2701 - 1、字コウザ2718 - 1、字一辺柿2719
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市大字観音寺字坂下山3172 - 3、3172 - 17、3172 - 40、3172 - 55、3172 - 56
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市大字関山字木葉沢山3183 - 2（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市大字観音寺字虫沢山3168 - 2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市大字泉郷元沢字コンタン山2440、字沼山2441、字影沢2504 - 1 (次の図に示す部分に限る。) 2504 - 2、字萱株沢山2505、大字泉郷元後沢字上平山3254 - 1 (次の図に示す部分に限る。) 字烏畑山3255、字鬘重木山3256 - 1、字船木山3260
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林につて、主伐は、択伐による。  
字コンタン山2440・字沼山2441・字影沢2504 - 1・2504 - 2・字萱株沢山2505・字上平山3254 - 1・字烏畑山3255・字鬘重木山3256 - 1・字船木山3260 (以上9筆について次の図に示す部分に限る。)
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市大字泉郷元後沢字猪鼻山3261
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市大字観音寺字立石山石崎山3042 - 1、3042 - 8、字狐石1783 - 2、1783 - 4、1783 - 5、2994 - 2から2994 - 5まで、2994 - 13から2994 - 16まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 13 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市大字観音寺字岩谷向山3162 - 2 から3162 - 4 まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
□ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 14 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市大字沼沢字大畑2752 - 2 から2752 - 4 まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
□ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 15 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市大字猪野沢字水昌山2232 - 1、2232 - 3
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
□ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び河北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第66号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

南陽市荻字杉山3460、字上一盃清水2503 - 1、2505 - 1、2507、2507 - 1、2508、2508 - 1、2509、2509 - 1、2510から2512まで、字一盃森3463・3464・字角間立二2531(以上3筆について次の図に示す部分に限る。) 2531 - 1、2532、2533、字角間立三2536から2538まで、2538 - 1、2539、2539 - 1、2541、2541 - 2から2541 - 6まで、2542 - 1、2542 - 2(次の図に示す部分に限る。) 2543、2543 - 1、2544、2545(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

南陽市漆山字一ノ滝3852 - 2から3852 - 5まで、3853、3855・字大走3856・3857(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

南陽市池黒字東稗田2139 - 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

南陽市荻字神明山3467 - 1、3467 - 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
南陽市金山字鬼ヶ窪5002 - 11、5002 - 12、5002 - 21から5002 - 24まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
南陽市金山字鬼ヶ窪5002、5002 - 1から5002 - 10まで、5002 - 25から5002 - 30まで、5003 - 42から5003 - 44まで、5003 - 87、字水上3255、3255 - 乙、3256から3259まで、3259 - 乙
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
南陽市小岩沢字岩部山1767 - 1・元中山字諏訪原2841 - 1・2841 - 11・字代4001 - 2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）4001 - 9、4001 - 11、川樋字岩部3949 - 46（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東置賜郡高畠町大字上和田上組字小黒川2848 - 5、2848 - 6
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東置賜郡高畠町大字上和田上組字元宮2847 - 2・2847 - 3 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字元宮2847 - 2 (次の図に示す部分に限る。)、2847 - 3
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東置賜郡高畠町大字上和田上組字相ノ沢2851 - 1
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東置賜郡高畠町大字上和田上組字南奥山2849 - 4
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東置賜郡高畠町大字上和田上組字無頭山2744 - 1、2753 - 23から2753 - 57まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

13 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

東置賜郡高島町大字高島字大沢山3693 - 112・3693 - 191・3693 - 217・3693 - 218（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）3693 - 110、3693 - 189、3693 - 192

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

14 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

東置賜郡川西町大字玉庭字草屋野6806 - 5、6806 - 22

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

15 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

東置賜郡川西町大字朴沢字矢之見沢2452、2453 - 1、2453 - 2、2454から2458まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに南陽市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第67号

山形県民有林造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県民有林造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県民有林造林事業補助金交付規程（昭和36年4月県告示第261号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び事業主体」を「、事業主体及び補助金の額」に改め、「し、補助金の額は、当該事業に要した経費について知事が別に定める基準により算定した額の40パーセント（公的森林整備推進事業に要した経費にあつては

50パーセント、保全松林緊急保護整備事業及び森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業に要した経費にあつては70パーセント)に相当する額以内と」を削り、同条の表を次のように改める。

| 事業の区分      |          |         | 事業主体                                                                                 | 補助金の額                                                       |
|------------|----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 公的森林整備推進事業 | 育成単層林整備  |         | 市町村、森林整備法人及び選定事業者(選定事業者については、対象を市町村有林で行うものに限る。)                                      | 事業に要した経費について知事が別に定める基準により算定した額(以下「基準額」という。)の50パーセントに相当する額以内 |
|            | 育成複層林整備  |         |                                                                                      |                                                             |
|            | 特定間伐     |         |                                                                                      |                                                             |
|            | 長期育成循環整備 |         |                                                                                      |                                                             |
| 流域育成林整備事業  | 育成単層林整備  |         | 市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等、8号団体、公益法人、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者 | 基準額の40パーセントに相当する額以内                                         |
|            | 育成複層林整備  |         |                                                                                      |                                                             |
|            | 特定間伐     |         |                                                                                      |                                                             |
|            | 長期育成循環整備 |         |                                                                                      |                                                             |
|            | 機能増進保育   |         |                                                                                      |                                                             |
| 森林空間総合整備事業 | 全体計画調査   |         | 市町村                                                                                  | 基準額の70パーセントに相当する額以内                                         |
|            | 共生林整備    |         |                                                                                      |                                                             |
|            | 付帯施設整備   |         |                                                                                      |                                                             |
|            | 林内歩道等整備  |         |                                                                                      |                                                             |
| 絆の森整備事業    | 行政支援タイプ  | 全体計画調査  | 市町村                                                                                  | 基準額の70パーセントに相当する額以内                                         |
|            |          | 共生林整備   |                                                                                      |                                                             |
|            |          | 付帯施設整備  |                                                                                      |                                                             |
|            |          | 林内歩道等整備 |                                                                                      |                                                             |
|            | 市民参加型タイプ | 共生林整備   | 森林施業計画の認定を受けた者(地方公共団体、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、8号団体及び公益法人を除く。)及び特定非営利活動法人等   |                                                             |
|            |          | 付帯施設整備  |                                                                                      |                                                             |
|            |          | 林内歩道等整備 |                                                                                      |                                                             |
|            | 市民開放タイプ  | 共生林整備   | 森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者                                             |                                                             |
|            |          | 付帯施設整備  |                                                                                      |                                                             |

|                             |           |                                         |                                                                      |                                            |
|-----------------------------|-----------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
|                             |           | 林内歩道等整備                                 |                                                                      |                                            |
|                             | 野生生物共生林整備 | 共生林整備                                   | 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、特定非営利活動法人等、8号団体及び森林施業計画の認定を受けた者 |                                            |
|                             |           | 付帯施設整備                                  |                                                                      |                                            |
|                             |           | 林内歩道等整備                                 |                                                                      |                                            |
| 保全松林緊急保護整備事業                | 保全松林健全化整備 | 衛生伐                                     | 市町村、森林組合、森林所有者、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び8号団体                           | 基準額の70パーセントに相当する額以内                        |
|                             | 松林保護樹林帯造成 | 育成単層林整備                                 |                                                                      |                                            |
|                             |           | 育成複層林整備                                 |                                                                      |                                            |
| 被害地等森林整備事業                  |           | 育成単層林整備                                 | 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び8号団体                           | 基準額の40パーセントに相当する額以内                        |
|                             |           | 育成複層林整備                                 |                                                                      |                                            |
| 居住地森林環境整備事業<br>(里山エリア再生交付金) |           | 居住地周辺森林整備                               | 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等及び8号団体                        | 基準額の40パーセントに相当する額以内                        |
|                             |           | 路側樹林帯整備                                 |                                                                      |                                            |
|                             |           | 林内歩道等整備                                 |                                                                      |                                            |
|                             |           | 付帯施設整備                                  |                                                                      |                                            |
| 漁場保全の森づくり事業<br>(林水連携事業)     |           | 流域育成林整備事業、絆の森整備事業及び保全松林緊急保護整備事業の区分に準ずる。 | 流域育成林整備事業、絆の森整備事業及び保全松林緊急保護整備事業の事業主体に準ずる。                            | 流域育成林整備事業、絆の森整備事業及び保全松林緊急保護整備事業の補助金の額に準ずる。 |
| 農業用水関連特定森林整備事業<br>(林農連携事業)  |           | 流域育成林整備事業、絆の森整備事業及び保全松林緊急保護整備事業の区分に準ずる。 | 流域育成林整備事業、絆の森整備事業及び保全松林緊急保護整備事業の事業主体に準ずる。                            | 流域育成林整備事業、絆の森整備事業及び保全松林緊急保護整備事業の補助金の額に準ずる。 |

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 申請予定表

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 申請予定表

第4条第1号口中「育成単層林作業路、育成複層林作業路、衛生伐作業路、特定間伐作業路、森林空間作業路、絆の森作業路及び居住地森林作業路」を「育成単層林作業道、育成複層林作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道、森林空間作業道、絆の森作業道及び居住地森林作業道」に、「育成単層林作業路等」を「育成単層林作業道等」に、「当該作業路」を「当該作業道」に、「(居住地森林作業路)」を「(居住地森林作業道)」に改め、同条第5号中「流域公益保全林整備事業、流域循環資源林整備事業」を「流域育成林整備事業」に改め、同条第6号中「、流域公益保全林整備事業及び流域循環資源林整備事業」を「及び流域育成林整備事業」に改め、同条第7号中「流域公益保全林整備事業、流域循環資源林整備事業」を「流域育成林整備事業」に改め、同条第8号中「作業路等(育成単層林作業路等)」を「作業道等(育成単層林作業道等)」に、「当該作業路等」を「当該作業道等」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条から第4条までの規定は、平成19年度分以降の補助金について適用する。

山形県告示第68号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成20年 1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施した地域  
天童市大字蔵増地内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成19年11月8日から同年12月5日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、路線測量）

山形県告示第69号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年 1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称  
(1) 種 類 山形広域都市計画地区計画  
(2) 名 称 金瓶地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

山形県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年1月25日から同年2月7日まで縦覧に供する。

平成20年 1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 たらのき代大綱線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 鶴岡市大綱字入道3番1から<br>同 字嶺沢17番1まで | 旧    | 34.0メートル<br>?<br>6.2 | メートル<br>240 |
| 同 上                          | 新    | 27.2メートル<br>?<br>6.2 | 同 上         |

山形県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年1月25日から同年2月7日まで縦覧に供する。

平成20年 1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 たらのき代大網線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大網字入道3番1から  
同 字嶺沢17番1まで
- 3 供用開始の期日 平成20年1月25日

## 山形県告示第72号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年1月25日から同年2月7日まで縦覧に供する。

平成20年1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市西片屋字興屋58番2から  
同 東岩本字北野326番まで
- 3 供用開始の期日 平成20年1月25日

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月25日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

## 山形県教育委員会規則第1号

山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則(昭和44年7月県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「 氏名 印 」を「 氏名 氏名 氏名 」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第5号中「印」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年1月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年1月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 学童保育所たんぼぼクラブ
  - (2) 代表者の氏名

鈴木 悦雄

## (3) 主たる事務所の所在地

米沢市城北二丁目1番52号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、米沢市街の学童に対して、主に学童保育事業に関する事業を行い、留守家族等の放課後および休校時における児童の生活環境の整備を促進し、児童の健全育成を図ることにより、地域児童福祉の向上と地域児童の安全に寄与することを目的とする。

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 正 誤 |             |             |
|------------|------------|-----|-----|-------------|-------------|
|            |            |     | 行   | 誤           |             |
| 平成20. 1.11 | 第1907号     | 28  | 11  | 平成19年12月16日 | 平成19年12月26日 |

平成20年 1 月25日印刷  
平成20年 1 月25日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1 -21  
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056